

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 27 年度第 2 四半期）
デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26 年度(あ)第 160 号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害の賠償を求める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の締結が融資条件である旨の説明を受けたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。 ・また、当社は、B銀行担当者から、本件契約について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容やリスク、解約清算金等について理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者が、融資実行の条件として本件契約を勧誘した事実はない。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容やリスク、解約清算金等について、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 27 年5月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと及び本件契約の内容やリスク等を十分に理解させるだけの説明が尽くされたか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 27 年7月9日付けで和解契約書を締結した。

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。